

NEWS LETTER

Vol.51

お客さまとともに

2018年3月号

# 平成30年度税制改正



## CONTENTS

### 平成30年度税制改革

---

税理士法人アクセス  
社会保険労務士法人アクセス  
行政書士法人アクセス  
株式会社徳島経理代行センター  
株式会社マネジメント・スタッフ  
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL 088-631-8119

FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182

FAX 0883-26-0187



# 平成30年度税制改正

## 平成30年度税制改正においては

平成30年度税制改正においては、働き方が多様化し様々な形で働く人を応援する観点から個人所得課税の見直しがなされました。また、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のためや地域の中小企業の設備投資を促進するための税制措置が講じられています。さらに今改正では中小企業経営者の高齢化が進む現状から、円滑な世代交代や、多様な経営形態に応じた次世代経営者への事業継承を促進する事業継承税制の拡充が図られています。概要についてポイントをご紹介します。

### I 生産性革命実現に向けた対応 (3年間の時限措置)

#### ① 所得拡大促進税制の見直し・拡充

従来の制度から支援を深掘り(控除率10%から15%)とするとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し中小企業の賃上げを強力に支援しています。

また大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて、人材投資や生産性向上に取り組む企業にはさらに大胆な支援(控除率22%から25%)を講じています。

#### ② 情報連携投資等の促進に係る税制(IoT投資税制)

##### (コネクテッド・インダストリーズ税制)の創設

企業内外のデータを連携・高度利活用することにより、生産性の向上を図る一定の要件を満たす情報連携投資(IoT投資、ソフトウェア・センサー・ロボット等を連携させる投資)を行った場合、設備等の取得価額について**特別償却(30%)**又は**税額控除(5%あるいは3%)**ができる措置が講じられます。

#### ③ 租税特別措置法の適用要件の見直し

所得が増加しているにもかかわらず、**賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業**について、生産性の向上に関連する税額控除(研究開発税制等)の**適用を行わない**こととします。

#### ④ 中小企業の設備投資支援

中小企業の一定の要件を満たす設備投資について、償却資産にかかる固定資産税を**2分の1からゼロまで軽減**することを可能とする措置がなされています。

#### ⑤ 株式を対価とする株式等の譲渡(株式対価M&A)に係る所得計算の特例の創設

産業競争力強化法の特別事業再編に基づき、保有する株式を譲渡し、対価としてその認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その**譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる**こととされます。

買収に応じた対象会社株主は納税資金の確保が不要となり、また、買収会社は株価下落リスクへの懸念がなくなります。自社株式を対価とした事業再編の円滑化を図っています。

## II 中小企業の生産性向上・地域経済の活性化

### ～No.1 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充～

#### (1) 相続・贈与のケース

事業継承の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に承継計画を提出し、10年以内に実際に継承を行うものを対象とし、抜本的に拡充されます。

#### 事業継承にかかる負担を最小化

納税猶予の対象になる株式数には **2/3** の上限があり相続税の **納税猶予 80%**。後継者は事業継承時に多額の相続税・贈与税を納税することがありました。

税制の対象となるには、**一人の先代経営者から一人の後継者**への贈与・相続される場合のみでした。

対象株式数の **上限を撤廃**し全株式を適用可能にしています。また、納税猶予割合も100%に拡大することで承継時の納税負担をゼロにしています。

親族外を含む **複数**の株主から、代表者である後継者 (**最大3人**)への継承も可能に。中小企業経営の実態にあわせた多様な事業継承を支援しています。

#### 税制適用後のリスクを軽減

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価**を基に贈与・相続税が課税されるため過大な税負担が生じていました。

税制適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を継続維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担となっていました。

**売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、継承時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減しています。

5年間で平均 **8割以上**の雇用要件が**未達成**でも猶予を継続可能に(但し、**経営悪化等**が理由の場合は、認定支援機関の**指導助言**が必要となります。)



#### (2) 売却・M&A のケース

M&Aによる事業継承を**支援対象に追加**することで、**第三者**への事業継承を後押し。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、再編・統合を行った際に係る**登録免許税・不動産取得税**が軽減されます。

#### ～No.2.その他措置法の延長 (2年間延長) として～

交際費の損金不算入制度の適用期限

欠損金繰戻還付の不適用措置の適用期限

中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

※内容につきましては平成30年度税制改正大綱に基づくものであり、今後法案において異なる内容が制定される場合もありますのでご留意下さい

税理士 益田 順子



## 平成30年度税制改正

～所得税・その他～

### 個人所得課税

#### ●給与所得控除額の一律10万円引き下げ

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

例：103万円の給与収入のみの場合、65万円の控除額が55万円に減少し、合計所得金額が48万円になります。

※同時に配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件も38万円以下から48万円以下と10万円引き上げられます。

・上記所得控除の上限について、1000万円超が850万円超となり、給与所得控除額も195万円（上限）となります。そのため、給与収入が850万円超になる場合で、介護等や子育て世帯に該当しない場合は税負担が増加します。

#### ●公的年金等控除額の一律10万円引下げ

- ・公的年金控除額が一律10万円引下げられます。  
（最低補償額 65歳未満 改正前70万円→改正後60万円、65歳以上 120万円→110万円）
- ・1,000万円超の控除額が追加され、上限が195.5万円までとなります。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下および2,000万円超の場合には控除額がさらに引き下げられます。（右上図参照）▼

	公的年金等にかかる雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
定額控除	40万円	30万円	20万円
定率控除(50万円控除後)			
360万円以下	25%	25%	25%
360万円超720万円以下	15%	15%	15%
720万円超950万円以下	5%	5%	5%
最低保障額			
65歳未満	60万円	50万円	40万円
65歳以上	110万円	100万円	90万円

#### ●基礎控除の額が10万円引き上げ

（所得税：38万円→48万円 住民税33万円→43万円）

・合計所得金額が2,400万円超の個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が通し、2,500万円超の個人については基礎控除の適用はできません。（個人住民税も同じ。）

#### ●青色申告特別控除の控除額の改正

65万円→55万円に引き下げられます。

ただし、一定の要件（確定申告書の提出をe-taxで行う等）を満たす場合は65万円となります。簡易簿記・現金主義による青色申告特別控除10万円については改正はありません。

#### ◆適用時期

平成32年以後の所得税、平成33年以後の個人住民税に適用されます。

#### ●国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

現行5.4万円→5.8万円に引き上げられます。

#### ●森林環境税（仮称）の創設

平成36年度から年額1,000円賦課徴収されます。

#### ●たばこ税率の引き上げ

平成30年10月1日に最初の引き上げが実地されます。

#### ●国際観光旅客税の創設

出国時に1回1000円賦課徴収されます。

#### ●事業承継・再編の促進

- ・円滑な世代交代を推進するため、10年間限定で、事業承継税制が抜本拡充されます。  
→税制のカバー率を100%とすることで、承継時の負担がゼロとなる見込み。  
→雇用要件を弾力化し、未達成の場合も、税制の適用を継続する（報告や指導助言は必要）。  
→複数株主から複数後継者（最大3人）に対する贈与・相続も対象とする。  
→後継者の将来リスクを軽減するため、株価再計算により売却・廃業時の減免を可能とする。
- ・中小企業のM&A（親族外承継）の際に生じる登録免許税、不動産取得税の軽減措置が講じられます。

#### ●働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができます。

税理士  
鎌谷 郁代



経営力向上計画の認定を受けて優遇措置の活用を！

## □即時償却/税額控除の適用

NEW!

(法人税額・所得税額の10% ※一定の場合には7%)

## □固定資産税が半額に(最大3年間)

対象資産追加!

設備投資の際は、ぜひご確認ください！

資産種類	機械装置	検査・測定工具	器具備品	建物付属設備	ソフトウェア
金額	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	70万円以上
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	5年以内

□上記に該当する固定資産を新品で取得

□生産性向上が認められるモデルである

※工業会等が発行する証明書により確認。なお 即時償却/税額控除 については、一定の投資計画につき経済産業大臣の確認を受けることによっても、適用を受けられる場合があります。

すべて満たす設備投資については、上記の優遇措置を受けられる可能性があります。

要件に合致しても、実際に税制上の優遇措置を受けするためには「経営力向上計画」を策定し、認定を受けなければなりません。

税理士法人アクシスが  
「経営力向上計画」の策定から申請まで  
一貫してサポートいたします！

申請費用

27,000円

(税込)

※計画が認定された場合のみ

STEP1	設備メーカー等を通して「証明書※」の発行を依頼してください。
STEP2	裏面「ヒアリングシート」に記入をお願いします。
STEP3	計画策定後、当社にて申請代行いたします。

※「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」

経営革新等支援機関

axis

税理士法人アクシス

【本社】  
〒770-0051  
徳島市北島田町1丁目3-3  
TEL 088-631-8119  
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】  
〒776-0005  
吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1  
TEL 0883-26-0182  
FAX 0883-26-0187

# ものづくり補助金・IT導入補助金 募集が始まります！！

## ものづくり補助金 まもなく公募開始！！

補正予算で1000億円の予算が計上されています。  
1万社超が採択される見込みです。

### 【予測されるスケジュール】

- ・ 2018/2月後半～4月 申請受付
- ・ 5～6月 採択結果発表

対象経費の区分	補助上限額 (補助下限額)	補助率
1. 企業間データ活用型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、 クラウド利用費	1,000万円 (100万円)	3分の2
2. 一般型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、 クラウド利用費	1,000万円 (100万円)	2分の1
3. 小規模型 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、 委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家 経費、クラウド利用費	500万円 (100万円)	小規模事業者 3分の2
		その他 2分の1

## IT導入補助金予算500億円で3～4月公募開始見込み

今回は、昨年度から予算が5倍の500億円となりました、  
また、採択予定数は9倍の13万社となる見込みです。  
費用の2分の1、最大50万円までの補助となります。

### 【予測されるスケジュール】

- ①2018/3月末～6月頃 補助金公募期間
- ②2018/7月～12月 事業実施期間



担当：笠井（雅）

税理士法人アクシスでは  
申請書作成をサポートしています！  
まずは、ご相談ください。

担当：笠井（雅）・福良  
電話：088-631-8119  
メール：kasaim@m-staff.com

採用にお困りの会社様のための

コラボセミナー開催!!

(株)セッション  
× アクシス

# 採用力強化セミナー

求人の書き方  
で応募数  
が増える

CMで話題  
インディード  
Indeedは  
無料で使える

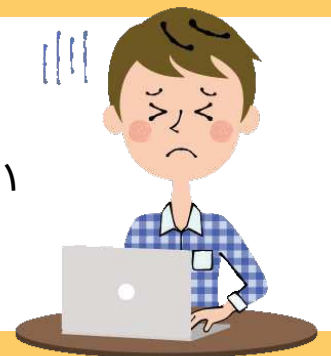
若い人材集めに  
強い! 新しい採  
用手法がわかる



3/23(金)13:30~  
税理士法人アクシス

このような**お悩み**をお持ちの方に**ピッタリ**の内容です

- ✓ ハローワークに求人を出しても、ほとんど応募が無い
- ✓ 多額の費用を掛けて求人広告を出しても、効果が無い
- ✓ 効果のある人集めの方法を知りたい



## 第一部

求人票の書き方  
を変えるだけで  
欲しい人材から  
の反応がグッと  
増える!



社会保険労務士法人アクシス  
代表社員 社会保険労務士  
榎葉 稔(かしばみのる)

## 第二部

若い人材がほしい  
会社様必見!  
若者に届く新しい  
求人の仕方



株式会社セッション  
代表取締役社長 青木悠介氏